

安倍政治と政治諸原理との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿

安倍政治と政治諸原理との関係に関する質問主意書

一 独裁政治、クーデター、全体主義、ファシズムの定義について安倍内閣が理解するところを示されたい。また、憲法第九条の解釈変更とそれに基づく法律の成立の過程において、安倍内閣が執り行ってきた行政権の行使について、これらの政治原理に適合する、あるいはその趣旨と整合するといった暴挙を犯してしまっていると考えるものがあれば、列举されたい。

二 法の支配、立憲主義、主権在民、国民主権、議会制民主主義、議院内閣制の定義について安倍内閣が理解するところを示されたい。また、憲法第九条の解釈変更とそれに基づく法律の成立の過程において、安倍内閣が執り行ってきた行政権の行使について、これらの民主制における普遍的原理等について、これらの本来趣旨をより発現する、あるいは、その発展により資するものがあつたと考えるものがあれば、具体的に列举されたい。

三 前記二において列举した民主制における普遍的原理等のうち、二〇一二年十二月の組閣以降、安倍内閣が執り行ってきた行政権の行使について、これらの本来趣旨をより発現する、あるいは、その発展により資するものがあつたと考えるものがあれば、具体的に列举されたい。

右質問する。

